

中期目標期間終了時の見直しの方向性について

内閣府北方対策本部

1. 本日の審議について

独立行政法人通則法第 35 条は、主務大臣は中期目標期間終了時において、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方等、業務全般にわたる検討を行い、その検討に当たっては評価委員会の意見を聴くことを求めている。

内閣府としては、仮評価時に御指摘いただいた事項を踏まえながら、見直しの検討を進めていくが、一方、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会（政独委）においても、目標期間終了法人を対象とする「勧告の方向性」作成のため、WGを開催し、法人の事務事業に関する見直しの議論を行っている。主務大臣による見直しの際は、内閣府評価委員会の意見だけでなく、政独委の意見も踏まえる必要があるため、現時点での政独委で議論されている論点（別紙参照）と、それに関する内閣府の考え方について、委員の先生方の御意見を伺いたい。

2. 政独委からの指摘

- (1) 啓発事業について、昨今の北方領土問題を取り巻く情勢を踏まえ、国民の関心を一層喚起するため、民間のノウハウの導入などにより、若年層の中でも関心の薄い層へ働きかける取組を検討し、より効果的な啓発活動を行うべきではないか。

戦後 67 年が経過してなお、北方領土問題が解決をみない現状、元島民の方々の高齢化も急速に進む中で、返還要求運動のすそ野を広げていくためには、次代を担う若い世代の関心と、正しい理解が必要不可欠と考える。新中期目標においても、青少年を対象とした事業を引き続き重点項目とし、力を入れて取り組んでいく。

- (2) 融資事業について、今後、融資事業の対象者の減少及び世代交代が進んでいくことを踏まえ、本事業の在り方を再検討するべきではないか。また、再検討の結果、継続する場合であっても、効率的な運営に留意しつつ、ニーズを的確に把握することにより適時に融資メニューを見直すべきではないか。

政府としては、北方領土問題が未解決である以上、法律の目的である北方地域旧漁業権者等の事業及び生活の安定を図るため、引き続き融資というかたちで対応する必要があると考えている。

事業内容の見直しについては、平成 23 年 4 月から、利用者の要望が強かった一部資金の限度額を引き上げるなどの見直しを行った。

今後とも、御指摘も踏まえながら、法資格者の高齢化による影響分析や、ニーズ把握、分析データを基に、本融資制度が法目的に則った効果を発揮するよう、新中期目標を設定する。

(第5WG)

主務府省	法人名 ※は特定独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)
内閣府	北方領土問題対策協会	<p>○北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発、日本国民と北方領土在住ロシア人島民との間の相互交流事業、北方領土問題その他北方地域の諸問題についての調査研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護を行う</p> <p>○北方地域旧漁業権者等に対する援護措置としての資金の融通を行う</p>	16 (14)	16	15	2 (札幌事務所・根室連絡所)	<p>1) 啓発事業について、昨今の北方領土問題を取り巻く情勢を踏まえ、国民の関心を一層喚起するため、民間のノウハウの導入などにより、若年層の中でも関心の薄い層へ働きかける取組を検討し、より効果的な啓発活動を行うべきではないか。</p> <p><平 18 の勧告の方向性> 国民世論の啓発業務等については、効果を可能な限り具体的かつ定量的に把握する指標を設定した上で実施し、事後において実施効果を検証し、その在り方について積極的かつ柔軟に見直しを行い、社会経済状況の変化等により実施効果が低下した事業については、改廃を行うよう指摘。</p> <p>2) 融資事業について、今後、融資事業の対象者の減少及び世代交代が進んでいくことを踏まえ、本事業の在り方を再検討するべきではないか。また、再検討の結果、継続する場合であっても、効率的な運営に留意しつつ、ニーズを的確に把握することにより適時に融資メニューを見直すべきではないか。</p> <p><平 18 の勧告の方向性> 貸付業務については、i) 貸付実績が著しく乏しい資金及び他の制度での代替が可能な資金は貸付対象から除外することを視野に入れて、法人資金貸付を停止するとともに、住宅新築資金貸付の在り方について次期中期目標期間内に検討を行うこと、ii) リスク管理債権比率の一層の低減化を図るため、生活資金貸付、更生資金貸付、修学資金貸付及び住宅改良資金貸付について、その厳格化のための措置を講ずることについて指摘。</p>	<p>【H22 基本方針及び FU 状況】 (啓発事業) ・既存の広報啓発方法を見直して重点化を図り、低コスト型の活動を推進する。 →「実施中」 若い世代をターゲットとした全国キャンペーン、地方メディアの活用、インターネットを活用した事業等を平成 23 年度から実施。</p> <p>【H22 基本方針及び FU 状況】 (融資事業) ・引き続き業務の効率化を図る。 →「実施中」 平成 22 年度から、個人信用情報システムを利用し、将来の債権回収コストの縮減に努める。</p> <p>【H24 基本方針】 ・成果目標達成法人とする。</p>